平成２８年（フ）第１４４号
長崎県長崎市御船蔵町15番51号
債務者　本多　武晴
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　恵梨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９０号
横浜市神奈川区神大寺３丁目５番７―103号
債務者　大泉　勇二
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　弘康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６４号
大津市富士見台36番３号
債務者　宮本　真治
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月４日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７９号
滋賀県草津市矢橋町７番地131
債務者　早川アルミ建材こと　早川　弘治
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古山　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０９号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番１―1401号
債務者　梅林　孝訓
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２１号
神戸市中央区若菜通６丁目４番24―901号
債務者　中山　　肇
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４号
愛媛県宇和島市津島町柿之浦806番地
債務者　清家　秀文
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２４０号
熊本市南区荒尾１丁目１番３号、住民票上の住所熊本市中央区横手１丁目13番41号
債務者　豊川こと　任　　興鎬
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津留　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１号
島根県浜田市浅井町122番地５（１―1063）
債務者　長尾　　滿
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第２５号
北海道根室市月岡町２丁目88番地　根室隣保院附属養護老人ホーム
債務者　太布　信也
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第１３４号
函館市深堀町25番25号
債務者　森　　理維
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１３５号
函館市深堀町25番25号
債務者　森　かおる
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１５６号
函館市花園町12番15号
債務者　工藤　　努
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６９号
函館市湯浜町４番３―202号　ビレッジ湯の浜
債務者　佐藤　久秋
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２１９８号
大阪市住吉区墨江４丁目10番11号　浜田ハイツ401号
債務者　川向　恵子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２６３号
大阪市中央区島之内１丁目16番22―404号
債務者　住谷　奈保
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２８５号
大阪府四條畷市岡山東２丁目６番29号　コーポ田中Ⅱ　103
債務者　楠本佐喜子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４７８号
大阪市東淀川区西淡路１丁目16番15号　シャルムＣ105号
債務者　林田貴星こと　金　　貴星
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部